

キプロスにおける国連平和維持軍

山 本 靖 幸

目 次

- 一 国連の平和維持活動
- 二 キプロス紛争の性格

一 国連の平和維持活動

小坂外務大臣は一九七六年九月二七日、第三一回国連総会において「国際の平和と安全の維持を第一義的目的とする国連が、公正な第三者としての役割を果してきた好例としていわゆる『平和維持活動』がある。今日、中東地域に駐留している国連緊急軍及び国連兵力引離し監視軍、キプロスにおける平和維持軍が、それらの地域の平和維持のために多大の貢献をしていることは改めて指摘するまでもなく」とのべた。

小坂外相が言及した「中東地域」における「国連緊急軍」(United Nations Emergency Force) とは、一九七三年一〇月イスラエルとエジプト間の戦争における停戦の監視、兵力の引離し、兵力制限の査察に関する、同年一〇月二十五日の国連安理会の決議三四〇^{vii}、同年一〇月二七日の同理事会決議三四一に基づいて、編成派遣された部隊を指し、また「中東地域」における「国連兵力引離し監視軍」(United Nations Disengagement Observer Force) とキプロスにおける国連平和維持軍(山 本)

は、一九七四年イスラエルとシリア間の戦争における停戦の監視、兵力の撤離し、兵力制限の査察に関する、同年五月三日一日の国連安保理事会決議二五〇を意味し、更に「キプロスにおける平和維持軍」(United Nations Peace-Keeper Force in Cyprus) など、一九六四年キプロスにおける武力衝突の再発防止、法と秩序の維持と回復、並に正常状態への復帰を要求する、同年三月四日の国連安保理事会決議一八六を指すのである。この平和維持軍の派遣はキプロス政府の「同意」をえたもので、期間は最初二カ月であった。平和維持軍の構成と規模とは、国連事務総長がキプロス、トルコ、ギリシャ、イギリス四カ国と協議して決定したものである。

しかし国連によるこの種の平和維持活動は、右の二件に限られたものではなく、それ以外において（一）一九四八年四月二一日の国連安保理事会決議四七に基いて、イングランド・ペキスタン両国軍隊の撤退、並びにカナダ・ールにおける住民投票の実施と停戦ライン監視のため「国連イングランド・ペキスタン軍事監視団」(United Nations Military Observation Group in India and Pakistan) が派遣され、（二）一九四八年五月一日の国連安保理事会決議五〇〇、一九四九年八月一日の同理事会決議七二〇に基いて、ハンガリー、シエラレオネ、シリア・トルコ間の休戦を監察、維持するため、「ペルチナ国連休戦監察機構」(United Nations Truce Supervision Organization in Palestine) が設けられ、（三）一九五六六年一一月一日の国連第一次緊急特別総会決議一〇〇〇を基て、イスラエル・ハンガリー間の敵対行為の停止を確保か監察するため、「国連緊急軍」(United Nations Emergency Force) が派遣し、（四）一九五八年六月一日の国連安保理事会決議一一八に基いて、ベーレーン国境を越えて人員または武器その他の資材が非法に浸透するがならないよう確保する「国連ペルチナ監視団」(United Nations Observation Group in Lebanon) が派遣され、（五）一九六一年九月一日の国連総会決議一七五〇を基て、ハンガリー・シエラレオネ・トルコ間の停戦協定

の履行を監視するため、「国連西イリトン軍事監視団」(United Nations Military Observer Team in West New Guinea-West Irian)が派遣され、(六)一九六一年九月一一日国連総会決議「七十IIに基づき、西イリトン施政権移譲の結果現地の秩序を維持するため、『国連保安隊』(United Nations Security Force in West New Guinea)が設けられ、(七)一九六二年六月一一日の国連安保理事会決議「七十九II期」(トハア連合国チャウジット・セト間の停戦協定の履行と監視とを確認するため、「国連イエメン監視団」(United Nations Yemen Observation Mission)が派遣され、(八)一九六五年九月一一〇日の国連安保理事会決議「一一II期」(モーリタニア・ペキスタン間の停戦)やバトの武装要員の撤退と監視する「国連イラン・ペキスタン監視団」(United Nations India-Pakistan Observation Mission)が送られる。殊に(九)一九五〇年六月一七日の国連安保理事会決議「八II」(朝鮮半島における平和の完全維持のため国連軍(United Nations Force)が編成され、(一〇)一九六〇年七月一四日の国連安保理事会決議「四II」と一九六一年一月一一〇の同理事会決議「六I」(モーリタニアにおける秩序保持のため必要とあれば武力の行使を含め適当の措置をとる)の国連軍(United Nations Force)が編成派遣されてくる。

かくのべく国連の平和維持活動は、「名称」によって各曲それぞれ異なるのみならず、その「職務権限」におこして差異あるが、これを大別する二種類に区別される。その第一種は「停戦監視団」であつて、国連安保理事会の要求によって行われた停戦を監視、監督を任務とするもので、かかる監視団の「存在」そのものと、停戦違反を行えば安保理事会に「報告」われる」といが抑止力になつてゐる。監視委員はまた相対する紛争当事国間の意思疎通の「連絡機能」を果し、当事国間に発生する問題を除去する「斡旋」を行い、もしも戦闘が再開すればそれぞの側に働きかけ平和の回復に努めるのである。殊に監視団は兵器の携帯を許されないので、かれらは「軍服を着た

外交官」であつて、「説得」をもつてのみ活動せざるをえない、だから監視団の仕事は小規模な活動であつて、比較的単純な任務にしか対処できない。

従つて平和の維持回復に「緩衝地帯」を設置するとか、または占領地域からの「兵力撤収の監督」といったような複雑な機能を必要とする場合には、より重要な活動が要請されなければならない。これ「国連平和維持軍」の思想と実践が漸次発達しつつある所以である。平和維持軍とは事実上小規模な軍隊であつて、その「指揮権」は国連安保理事会の権威の下に国連事務総長が行い、その「兵力」は事務総長の要請によって加盟国が提供する派遣部隊をもつて構成される。故にこの派遣部隊は国連の命令によつてのみ行動し、本国政府の命令に服するものではなくなる。この派遣部隊の兵士たちは、各自国の「軍服」を着用しているが、国連の青いヘルメットまたは青いベレー帽をかぶつている。この国連軍はもちろん「武装」はしているが、それは自衛のための軽火器のみによるものであつて、しかも自衛の場合を除き、武力の行使は許されていない、これが国連平和維持軍の基本原則である。理由はかれらが「平和の戦士」たる当然の結果である。

最後に小坂外相は「この重要な平和維持活動を更に有効、円滑、確実に遂行しうるよう」に、『平和維持活動特別委員会』の作業の進歩が期待されますが、日本としても一層この分野における国際連合の活動強化に協力してゆきたい」と述べている。実は日本はその特別委員会に参加しており、特に「キプロスの平和維持軍」に対しても、ヨーロッパ以外の加盟国で、その経費を拠出している、唯一の国（三〇万ドル）になつてゐる。

二 キプロス紛争の性格

キプロスはトルコの南方七〇キロに浮ぶ島国で、面積は九、二五一平方キロ（日本の四国の半分）、人口は六五万（一九七六年）、その八〇%がギリシャ系、二〇%がトルコ系である。キプロス島がトルコに征服されたのは一六世紀であったが、三百年後の一八七八年ベルリンでの巨頭会談（ビスマルクが議長）の結果、イギリスがこの島の施政権を行使し、領土主権は依然トルコに残す取極になつた。当時のデイスレリー英首相は、ロシアの攻撃に対しトルコを援助しうる基地をつくる計画であつた。しかし一九一四年第一次世界大戦にトルコが敵国側が加盟して参戦したため、イギリスは一方的行為によつて、この島を自己の領土に編入した。しかしこのイギリスの支配に対してはギリシャ系の住民が、ギリシャへの帰属を望み、一九三一年頃から組織的な運動を展開するようになった。一方トルコ系の住民は少数民族の立場からギリシャへの帰属を好まず、同島の南半分の分割統治を要求した。

かくしてキプロスでは一方においてギリシャ系住民とイギリスとの対立、他方においてギリシャ系住民とトルコ系住民との対立が行われ、次第に熾烈なものに発展してきた。歴代のギリシャ政府はキプロスとギリシャとの合併（エノシス問題）を提起せんと試みたが、イギリス政府は終始これに反対してきた。キプロスはかつてギリシャに所属した歴史もなく、九百年以前のキプロスは東ローマ帝国の一部を構成していたが、一二世紀の初頭イギリス国王リチャード一世がキプロスを征服し、十字軍の基地としていたが、一六世紀に既述のこととくトルコに征服されたのである。キプロス島にギリシャ人が急激に増加した理由は、近い歴史のこととく一九一〇一二二年のトルコ・ギリシャ戦争當時、トルコ国内に在住のギリシャ人が多数キプロスに避難したまま住みついた結果である。

キプロス島はイギリスにとって地中海東岸における重要な軍事上の基地たるのみならず、北大西洋条約機構（ナトー）にとつても戦略上重要な島でなければならない。第二次大戦後もこの島の領土主権はイギリスの掌中にあつたが、ギリシャは自国民が住民の絶対多数を占めるこの島の自國への合併計画を執拗に進め、テロ組織に資金、兵器を与えてまで、エノシスの理想を達成せんとし、これに反しトルコは現状維持を希望したわけは、自国の鼻先に横たわる島が、ギリシャに併合されることに国防上の不安を抱いたことであつた。結局、主人公たるイギリスの軍事上の必要と、ギリシャのエノシス主義と、トルコの国防上の利益とを、いかに調整するかが、問題解決の核心であつた。

一九五二年エジプトにおける「七月革命」の成功は、ファルークの王政を廃止し、ナギブ、ナセルの共和制時代に入つた。その前年発生した「アバダン事件」の継続は、中東におけるイギリスの威信に大打撃を与え、特にエジプトにおいて顕著であった。一九五二年一二月イギリス政府は早くも中東における軍事上の基地をエジプトからキプロスに移転する」とに決し、エジプトとの間に防衛問題の交渉を開始した。しかるに翌一九五三年ソ連が核兵器の開発を行つたことは、エジプト問題の全貌を一変し、イギリスにとってエジプトにおける軍事基地はその価値を失つた。その結果一九五四年一〇月一九日「スエズ運河基地に関する英埃及約」が調印され、二カ月以内にイギリス軍は全面的にエジプトを去ることになった。ナセルの言葉によると「先月占領軍は最終的にエジプトを去つた。一八八二年に行われたエジプト占領がそれだ」とある（一九五六年七月二六日スエズ運河国有化演説）。顧みれば七二年の長年月間に及ぶ占領であつて、ナセルによるとの成果もかれらが行つた「七月革命」の成果だと誇つてゐる。中東におけるイギリスの軍事上の本部はエジプトからキプロスに移らざるをえなくなつた。

一九六〇年キプロスは特殊な憲法と条約上の取極の下に独立国になつた。憲法によると大統領はギリシャ系キプロ

ス人、副大統領はトルコ系キプロス人たることを必要とし、市民にしてどちらの人種系統に属さない者は、どちらの社会を選択するかを決定しなければならない。またギリシャ、トルコ、イギリスは、共同または単独にキプロスに干渉しうる権利を与えられ、キプロスはいかなる他の国と「統合」することも、また「分割」することも禁止され、ギリシャとトルコはキプロスに軍隊を駐留することが許され、イギリスはキプロスにおける二つの軍事基地に対し、主権を保持するとある。

一九六三年キプロスにおけるギリシャ、トルコの二つの社会間に、内乱が勃発したことが、現在の国連平和維持軍派遣の機縁になつていて。一九六七年にはギリシャとトルコ間に戦争が脅威されたが、主としてアメリカの「調停」によつて辛うじて避けられた。それはトルコ軍が侵入せんと脅威したこと、結局、ギリシャがキプロスに保持する八千人の軍隊の殆んど全部を撤去することに同意したがためである。その翌一九六八年マカリオス大統領が希土間の部落問題は「望ましい解決」よりも、むしろ「実行できる解決」との公約の下に再選されたが、それは大多数のギリシャ系キプロス人がギリシャとの「統合」を直接の目標とすることを「放棄」したことを意味するものと解釈された。いざれにせよ一九六四年キプロスに派遣された「国連平和維持軍」（スエーデン、ノルウェー、デンマーク、カナダ、アイルランド、イギリス人で構成）が、より重大な暴力に発展することを避けしめた主たる力になつてゐる。

平和維持軍は最高七〇〇〇名から漸次減少して三〇〇〇名になつてゐたが、一九七四年トルコ軍のキプロス侵入の結果、再び強化され、今日は約四四〇〇名になつてゐる。軍人または警察官を派遣した国連加盟国にはオーストラリア、オーストリア、カナダ、デンマーク、フィンランド、アイルランド、スエーデン、イギリスが含まれている。

キプロスは全島の半分が開拓され、住民の四〇ペーセントが農業に従事し、「鉱物」資源による若干の工業をもつてゐるが、これはキプロスなる名称が、ギリシャ語の「銅」を意味するのに顧みれば当然である。

一九七七年二月九日マカリオス大統領は記者会見で、キプロスを「連邦制」の国とする、トルコ系キプロス人にかれら自身の国家をつくることを許すが、キプロスはあくまで「単一の独立国」に残したいと語った。一九七四年トルコ軍のキプロス侵入以来占領中の領土は、キプロス全島の三八・五ペーセントに当るので、マカリオスは本年一月二十七日トルコ系キプロス人の指導者アンクタッシュと会談した際、これを二〇ペーセントに減少せんと提議したが、アンクタッシュは二二一・八ペーセントを要求した。しかし兩人とも交渉の余地ありと表明してゐるが、じわかく極めて困難な交渉で、もせぬおもむりで、一年か一年半かねどもアンクタッシュは声明してゐる。

参考書

- 1 A Complete Handbook of the Activities and Evolution of the United Nations during its First Twenty Years, 1945—1965, United Nations, New York.
 - 11 A Summary of the Activities of the United Nations for the period 1966—1970, A Five Year Supplement, United Nations, New York.
 - 111 The Memoirs of Sir Anthony Eden, Full Circle, London, 1960.
- 図 「國連の歴史」 斎藤義重著　日本国際出版局　一九七六年